

規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十六条」に改める。

第二条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第十一条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同項第一号中「第十七条第二項又は第十九条第二項」を「第十八条第二項又は第二十条第二項」に改め、同項第二号中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同項第二号中「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とする。

第二十一条第二項中「第十八条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「第八条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第七条」を「第十条」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第七条第二項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条ただし書中「ただし、」の下に「国の委託を受けて行う普通職業訓練に係る訓練科及び」を加え、「校長」を「知事」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条の見出し中「規則」を「条例第九条ただし書の規則」に改め、同条中「第六条ただし書」を「第九条ただし書」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（条例第七条第三項の規則で定める訓練科等）

第三条 条例第七条第三項の規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に掲げる訓練科とする。

2 前項に規定する訓練科に係る基準は、別表第二の訓練科の欄に掲げる訓練科ごとに、それぞれ同表の教科の欄、訓練期間及び訓練時間の欄及び設備の欄に掲げるとおりとする。

別表第一号の表埼玉県立川越高等技術専門校の項を削り、同表埼玉県立熊谷高等

技術専門校の項中

建 築 科	木 造 建 築 科	二十人	二年
		二十人	二年

を「
建
築

科	四十人	二年
---	-----	----

に改め、同表に次のように加える。

埼玉県立職業能力開発センター		訓練を行う 一単位につ き五十人以 下で知事が 別に定める。		二年
		介護福祉士養成科	保育士養成科	

別表第三号中「求職者」の下に「（サービス実務科にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知

的障害者に限る。）」を加え、同号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項中

機械	機械
----	----

科（デュアルシステム）	二十人	一年
科（デュアルシステム）	十五人	十月

を

機械科（デュアルシステム）	二十人
---------------	-----

一年

に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項中

サービス実務科

十人	一年
----	----

を

サービス実務科	十人	一年
知識等習得科	訓練を行う一単位につき三十人以上で知事が別に定める。	訓練を行う一単位につき一ヶ月以上六月以内で知事が別に定める。

に改める。

別表第四号の表中「各回ごとに五十人以上」を「訓練を行う一単位につき五十人以下」に、「各回ごとに二日」を「訓練を行う一単位につき二日」に改め、別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

一 普通課程

[illegible]

機械制御システム科		における技能並びにこれに関する知識		(3) 試験及び検査実習	
汎用工作機械及びNC工作機械による加工並びにCADによる設計、製造及び組立てにおける技能並びにこれらに関する知識	二 専攻 イ 学科 (1) 応用材料力学 (2) 切削加工法及び研削加工法 (3) 金型工作法 (4) 金属加工法 (5) 制御工学 (6) 機械設計及び機械製図 (7) 機械保全法 ロ 実技 (1) 測定実習	一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) NC加工概論 (4) 生産工学概論 (5) 材料力学 (6) 材料 (7) 製図 (8) 機械工作法 (9) 測定法 (10) 安全衛生 ロ 実技 (1) コンピュータ操作基本実習 (2) 製図基本実習 (3) 安全衛生作業法	二九〇時間	訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間	建物その他の工作物
機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識			二九〇時間	機械 二、八〇〇時間	一 工作用機械類 二 精密加工用工作機械類 三 情報処理用機器類 その他
					一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具類 四 教材類

情報制御システム科					
電気機器及び電子機器の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識		コンピュータを利用した制御機器のソフトウェアの設計及び工作機械等の電気制御回路、自動制御装置			
二 イ 専攻 学科	(1) コンピュータ概論 (2) 自動制御概論 (3) システム設計概論 (4) プログラム論 (5) ネットワーク概論	二 ロ 実技	(1) 測定基本実習 (2) 工作基本実習 (3) コンピュータ操作基本実習 (4) 回路図作成基本実習 (5) 回路組立基本実習 (6) 安全衛生作業法	二 イ 基礎 学科	(1) 生産工学概論 (2) 電気理論 (3) 電子工学 (4) 材料 (5) 製図 (6) 測定法 (7) 安全衛生 (8) 関係法規
	間 一八〇時		間 二四〇時		間 二三〇時
				訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間	建物その他の 工作物
				機械	一 教室 二 実習場 三 空調和装置
				その他	一 コンピュータ制御システム開発用機械類 二 情報処理用機器類 三 計測器類 四 教材類

電 気 工 事 科		電 気 設 備 管 理 科	
置等の調整 における技 能並びにこ れらに関す る知識	(2) プログラム作成実習 (3) コンピュータ制御シ テム設計実習 (4) ネットワーク基本実習	建築電気設 備の工事に おける技能 及びこれに 関する知識 (新エネル ギー及び省 エネルギー に係るもの を含む。)	発電設備 送配電設備 及び建築電 気設備の取 扱いにおけ る基礎的な 技能並びに これに関す る知識(新 エネルギー 及び省エネ ルギーに係 るものを含 む。)
一 基礎 イ 学科 (1) 自動制御概論 (2) 生産工学概論 (3) 電気理論 (4) 電気材料 (5) 電力工学 (6) 電気機器 製図 (7) 測定法及び試験法 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生 関係法規 (10)	ロ 実技 (1) 電気基本実習 (2) コンピュータ操作基本 実習 (3) 安全衛生作業法	二 専攻 イ 学科 (1) 電気応用 設計図及び施工図 (2) 電気工事 (3)	ロ 実技 (1) 電気機器制御実習 (2) 電気工事実習
訓練期間 一年 総訓練時 間 一、四〇 〇時間	訓練期間 一年 総訓練時 間 一、四〇 〇時間	訓練期間 一七〇時 間	訓練期間 一七〇時 間
建物そ の他の 工作物 機械 その他	建物そ の他の 工作物 機械 その他	建物そ の他の 工作物 機械	建物そ の他の 工作物 機械
一 教室 二 実習場	一 教室 二 実習場	一 教室 二 実習場	一 教室 二 実習場
電気工 事用 機械類 一 器具類 二 計測器 類 三 製図器 及び製図 用具 四 教材類	電気工 事用 機械類 一 器具類 二 計測器 類 三 製図器 及び製図 用具 四 教材類	電気設 備機 器用 機械類 一 器具類 二 計測器 類 三 製図器 及び製図 用具 四 教材類	電気設 備機 器用 機械類 一 器具類 二 計測器 類 三 製図器 及び製図 用具 四 教材類

木造建築科		木材の加工、組立て、装飾、塗装等木材加工品の製作及び修理における技能並びにこれらに関する知識		木材の加工、組立て、装飾、塗装等木材加工品の製作及び修理における技能並びにこれらに関する知識	
木造建築物の建築施工及び施工管理における技能並びに		二 専攻 イ 学科 (1) 木質構造 (2) 材料 (3) 規く術		二 専攻 イ 学科 (1) 木工品 (2) 工作法 (3) 塗装法 (4) 仕様及び積算 ロ 実技 (1) 設計実習 (2) 乾燥実習 (3) 塗装実習 (4) 組立及び仕上実習 (5) 木工品製作実習	
二 一五〇時間		二 二五〇時間		二 二五〇時間	
		その他		建物その他の工作物	
		一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		一 木工用機械類 二 測量用機械類	

建築科		これらに関する知識			
中小規模建築物における建築一般設計製図、施工管理及び建築施工における基礎的な技能並びにこれらに関する知識	一 基礎 イ 学科 (1) 建築概論 (2) 構造力学概論 (3) 建築構造概論 (4) 建築計画概論 (5) 建築生産概論 (6) 建築設備測量 (7) 建築製図 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生関係法規 (10)	(1) 器工使用法 (2) 工作実習 (3) 木造建築施工実習	(4) 工作法 (5) 木造建築施工法 (6) 仕様及び積算	訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇〇時間	建物その他の工作物 一 木工用機械類 二 測量用機械類 その他 一 器工工具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類
木造建築物の建築施工及び施工管理における技能並びにこれらに関する知識 (ユニバーサルデザイン、エコ住宅、耐震技術及びリフォーム技術)	二 専攻 イ 学科 (1) 木質構造材料 (2) 規く術 (3) 工作法 (4) 木造建築施工法 (5) 仕様及び積算 (6)	(1) 器工使用法 (2) 工作実習 (3) 木造建築施工実習	(4) 工作法 (5) 木造建築施工法 (6) 仕様及び積算	三〇〇時間	

建築デザイン科		空調システム科	
に係るものを含む。）		中小規模建築物における建築一般設計製図、施工管理及び建築施工における基礎的な技能並びにこれらに関する知識	建築物の製図、写図及び簡単な設計における技能並びにこれらに関する知識 (ユニバーサルデザイン、エコ住宅及び耐震技術に係るものを含む)
	基礎 イ 学科 (1) 建築概論 (2) 構造力学概論 (3) 建築構造概論 (4) 建築計画概論 (5) 建築生産概論 (6) 建築設備測量 (7) 建築製図 (8) 安全衛生 (9) 安全衛生関係法規 (10)	二 専攻 イ 学科 (1) 構造力学 (2) 建築構造 (3) 建築計画 (4) 建築設計 (5) 建築施工法 ロ 実技 (1) 木造建築設計実習 (2) 鉄骨造建築設計実習 (3) 鉄筋コンクリート造建築設計実習	
訓練期間 二年 総訓練時間 二、八〇 時間	二五〇時間	一五〇時間	三〇〇時間
建物その他の 工作物 機械	その他		建物その他の 工作物 機械
一 教室 二 実習場	一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		一 教室 二 実習場

情報処 理科				
	中小規模建 築物の建築 設備の施工 における基 礎的な技能 及びこれに 関する知識 (新エネル ギー及び省 エネルギー に係るもの を含む。)	一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) 電気工学概論 (3) 建築設備及び機器概論 (4) 環境工学概論 (5) 生産工学概論 (6) 建築構造 (7) 建築製図 (8) 溶接法 (9) 安全衛生 (10) 仕様及び積算	二 専攻 イ 学科 (1) 自動制御 (2) 冷凍空調設備 設備製図 (3) 冷凍空調法 (4) 冷凍空調法 施工法 (5) 口 実技 (1) 冷媒配管実習 (2) 制御配線実習 (3) 設備施工実習 (4) 運転及び調整実習 (5) 整備実習 (6) 検査実習	冷凍設備、 冷却設備及 び空気調和 設備の施工 及び調整に おける技能 並びにこれ らに関する 知識（新エ ネルギー及 び省エネル ギーに係る ものを除く）
	二七〇時 間	二〇〇時 間	二〇〇時 間	三〇〇時 間
	その他	建物そ の他の 工作物		
二 整備用機 械類 三 管工作用 機械類 四 溶接用機 械類 一 器具類 二 計測器類 三 製図器及 び製図用具 類 四 教材類	一 教室 二 実習場 三 空気調和 装置 四 サーバ装			

○時間		置		機械		その他	
五 ネットワ ーク装置	六 表示装置	一 情報処理 用機器類	二 ネットワ ーク実習機 器	一 器具及び 用具類	二 計測器類	三 教材類	四 ソフトウ エア類
四三〇時 間		四〇〇時 間		一五〇時 間		六五〇時 間	
基礎 イ 学科		二 専攻 イ 学科		コンピュータによる情 報処理シス テムのフロ ーチャート、 情報セキュ リティ、ネ ットワーク 等の設計に おける基礎 的な技能及 びこれに関 する知識		コンピュータによる情 報処理シス テムのフロ ーチャート、 情報セキュ リティ、ネ ットワーク 等の設計に おける基礎 的な技能及 びこれに関 する知識	
(1) 情報工学概論 (2) 情報処理システム概論 (3) 情報システムセキュリティ概論 (4) 経営管理 (5) ハードウェア概論 (6) 情報数学 (7) プログラミング論 (8) プログラミング言語 (9) オペレーティングシ ステム (10) ネットワーク概論 (11) 安全衛生		(1) システム工学 (2) 生産管理 (3) ネットワーク基本実習 (4) 安全衛生作業法		(1) 情報処理システム操作 基本実習 (2) プログラミング基本実 習 (3) ネットワーク基本実習 (4) 安全衛生作業法		(1) プログラム設計実習 (2) システム設計実習 (3) 業務分析実習 (4) ネットワーク構築実習	

二 短期課程		する知識			
機械科 (デュ アルシ ステム)	訓練科 となる技能 及びこれに 関する知識 の範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間	設備 種別	名称
機械科 (デュ アルシ ステム)	機械加工に おける基礎 的な技能及 びこれに関 する知識	一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生 二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工 法 ロ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工 実習 (5) 機械保全実習 (6) CAD実習	一四〇時 間	訓練期間 一年 総訓練時 間 一、三〇 〇時間	建物そ の他の 工作物 一 教室 二 実習場 一 工作用機 械類 二 情報処理 用機器類 一 器具類 二 計測器類 三 製図器具 及び製図用具 類 四 教材類
機械科 (デュ アルシ ステム)	汎用工作機 械、NC工 作機械等に よる各種の 切削加工及 び研削加工 並びに機械 の組立てに おける技能 並びにこれ らに関する 知識	二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工 法 ロ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工 実習 (5) 機械保全実習 (6) CAD実習	二〇時間	訓練期間 十月 総訓練時 間	建物そ の他の 工作物 一 教室 二 実習場 一 工作用機 械

理 科 管											
機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識		汎用工作機械、NC工作機械等による各種の切削加工及び研削加工並びに機械の組立てにおける技能並びにこれらに関する知識									
一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生		二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工法 ロ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工実習 (5) CAD実習		二 時間 二〇時間		ロ 実技 (1) 製図基本実習 (2) 安全衛生作業法		六〇時間		一四〇時間	
一、一〇〇時間		建物その他の工作物		訓練期間 六月 総訓練時間 七〇〇時間		その他		一四〇時間		ビル、工場等の附帯設備、ボイラ―等の操作及び運転並びに保守管理	
械類 二 情報処理用機器類		一 教室 二 実習場 三 受変電シミュレータ 四 空気調和設備		その他						一 基礎 イ 学科 (1) 生産工学概論 (2) 自動制御 (3) 熱源設備 (4) 熱管理	
一 器具類 二 計測器類 三 製図器具及び製図用具 四 教材類		一 器具類 二 計測器類 三 教材類									

サ ー ビ ス 実 務 科									
理における基礎的な技能並びにこれらに関する知識					ビル、工場等の空調設備、給排水設備、衛生設備及び電気設備の保守管理における技能並びにこれに関する知識（新エネルギー及び省エネルギーに係るものを含む）				
(5) 安全衛生 ロ 実技 (1) 熱源設備保守管理実習 (2) 安全衛生作業法		二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水設備及び衛生設備 (3) 空気調和設備 (4) 電気設備 (5) 設備図面 (6) 関係法規		ロ 実技 (1) 給排水設備保守管理及び衛生設備保守管理実習 (2) 空気調和設備保守管理実習 (3) 電気設備保守管理実習 (4) 自動制御機器保守管理					
八〇時間		一八〇時間		一七〇時間		訓練期間 一年 総訓練時間 一、二〇〇時間		一五〇時間	
						建物その他の工作物		その他	
						一 教室 二 実習場		一 器具及び用具類 二 計測器類 三 教材類	

知的障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作における基礎的な技能並びにこれらに関する知識

- 一 基礎
イ 学科
 (1) 事務一般
 (2) OA機器
 (3) コミュニケーション概論
 (4) 応接法
 (5) 安全衛生
 ロ 実技
 (1) 事務処理基本実習
 (2) OA機器操作基本実習
 (3) 応接実習
 (4) コミュニケーション実習
 (5) 安全衛生作業法

二
三
〇
時
間

一
五
〇
時
間

訓
練
期
間
一
年
総
訓
練
時
間
一
、
二
〇
〇
時
間

建
物
そ
の
他
の
工
作
物

一 教室
二 実習場

機
械

一 事務用機器類
二 情報処理用機器類

そ
の
他

一 器具及び用具類
二 計測器類
三 教材類

介護サ ービス 科					知的障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びにサービス業務並びに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営む上で支障がある者に対する介護における基本的な技能並びにこれらに関する知識		
					二 専攻 イ 学科 (1) 文書実務 (2) 簿記及び会計 (3) OA機器操作法 (4) プレゼンテーション概論 (5) 介護概論		
					四〇〇時間		
						建物その他の工作物	
						一 介護用機器類	
						二 障害代償用機器類	
						三 家事用及び調理用機器類	
						その他	
						一 器具類	
						二 計測器類	
						三 教材類	

とにより日常生活を営む上で支障のある者に対する介護の技能及びこれに関する知識		
(2) 社会福祉援助技術 (3) ケアマネジメント (4) 介護と倫理	ロ 実技 (1) 事前演習 (2) 事後演習 (3) 介護実習	
	一六〇時 間	

様式第一号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「ちよう付」を「貼付」とし、「あて先」を「宛先」と改める。

様式第二号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」とし、「あて先」を「宛先」と改める。

様式第三号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、「第13条の」を「第14条の」と改める。

様式第四号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」とし、「(職業能力開発促進法施行規則別表第 によるもの)」を挿入。

様式第五号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、「第22条第1項」を「第23条第1項」と改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項の改正規定は平成二十四年八月一日から、同表第一号の表埼玉県立川越高等技術専門校の項を削る改正規定及び同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。